

公告第 26－09 号
令和 8 年 10 月 1 日

オオゼキ健康保険組合
理事長 石原坂 多聞

組合規約の一部変更について

標記の件については、令和8年9月 17 日に理事長専決されましたのでお知らせします。

記

変更理由

令和 7 年 12 月 5 日に「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 8 年 10 月 1 日から「診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更となる。これに伴い規約に記載の名称を変更する。

規約変更書

オオゼキ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 4 8 条 (略)	第 1 条～第 4 6 条 (略)
(会計年度所属区分)	(会計年度所属区分)
第 4 9 条 (略)	第 4 9 条 (略)
2 支出の会計年度所属は、次の各号による。	2 支出の会計年度所属は、次の各号による。
(1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するもの)にあっては、 <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> とする。)がその請求を受理した日の属する年度	(1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するもの)にあっては、 <u>支払基金</u> とする。)がその請求を受理した日の属する年度
第 5 0 条 (略)	第 5 0 条 (略)

(準備金の保有方法) 第51条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>への委託金 (10)～(11) (略) 第51条の2～第66条の2 (略)	(準備金の保有方法) 第51条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>への委託金 (10)～(11) (略) 第51条の2～第66条の2 (略)
---	--

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

以 上